

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	横山	6	東松島市月浜地区防 災集団移転促進事業	0.70	事業区域面積 2.78 うち対象森林面積 1.30
外3字23筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

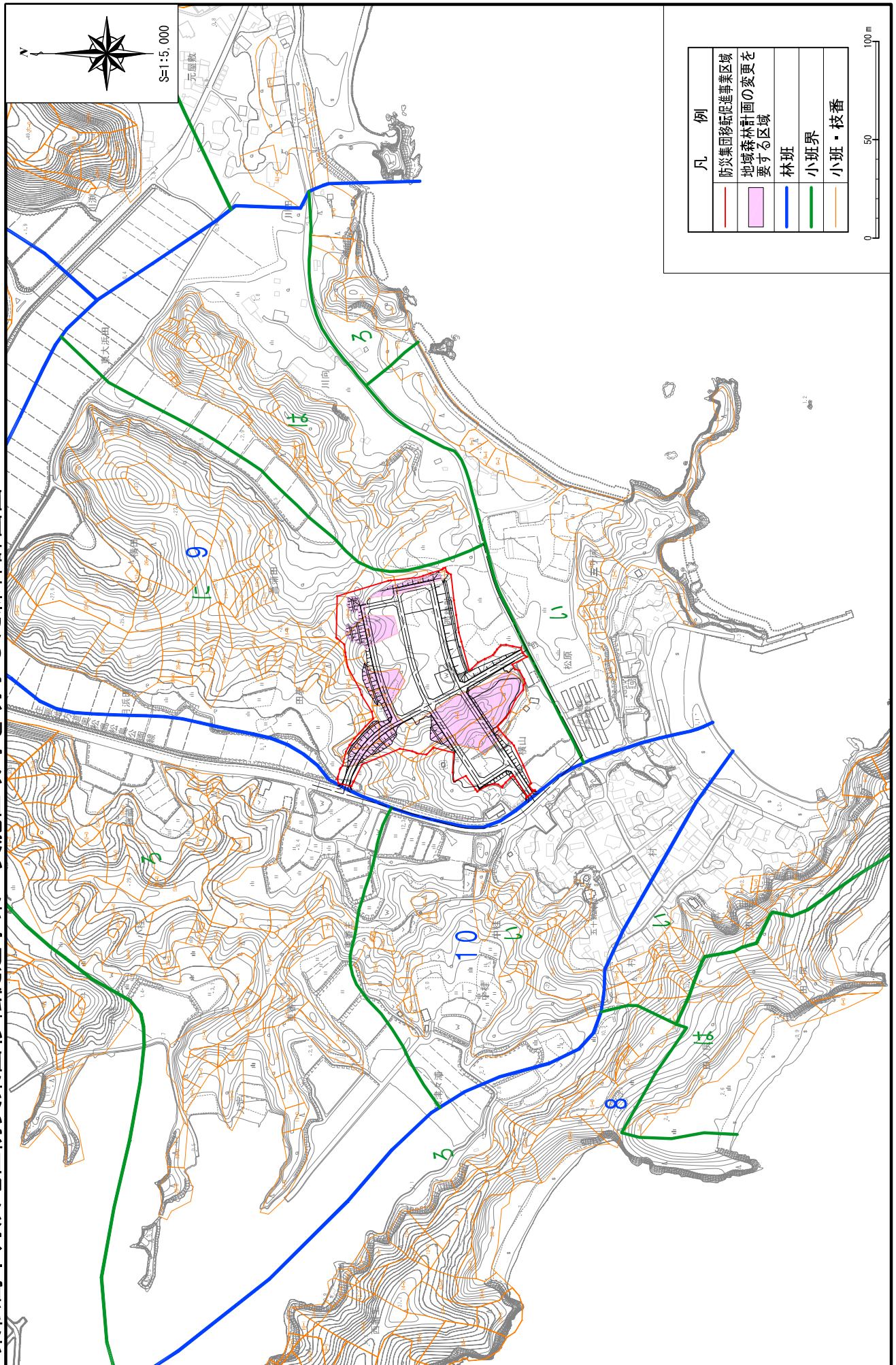
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

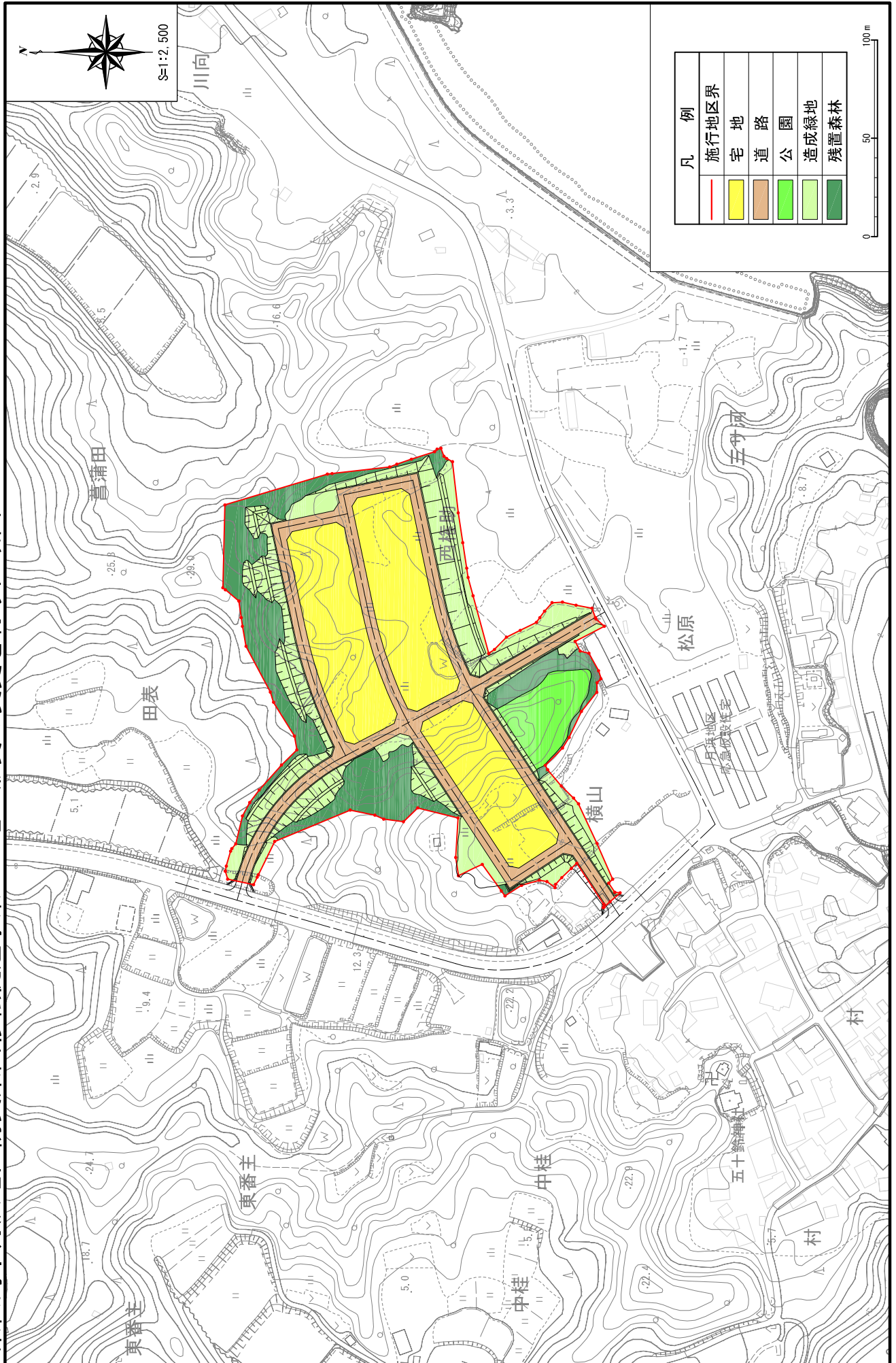
事業概要

事業名称	東松島市月浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		2.7792ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		0.70ha			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		0.2828	0.6335	0.9163	32.97%
	道路		0.1710	0.3787	0.5497	19.78%
	公園		0.1310	0.0100	0.1410	5.07%
	造成緑地		0.3055	0.4107	0.7162	25.77%
	残置森林		0.4113	0.0447	0.4560	16.41%
	計		1.3016	1.4776	2.7792	100.00%
	比率		46.83%	53.17%	100.00%	
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・スギ	0.0032	47～55			
	・クロマツ	0.1022	58～88			
	・その他広葉樹	0.7849	51～62			
地形	標高 約 3m ～ 約 25m 平均傾斜度 3～17 度 地形の特徴 標高は50m以下の丘陵地であり、東西方向に稜線が発達している。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：軽石凝灰岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は海へ直接放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水枒等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市月浜地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	二ツ橋	8	東松島市大浜地区防 災集団移転促進事業	1.24	事業区域面積 3.07 うち対象森林面積 1.55
外2字7筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

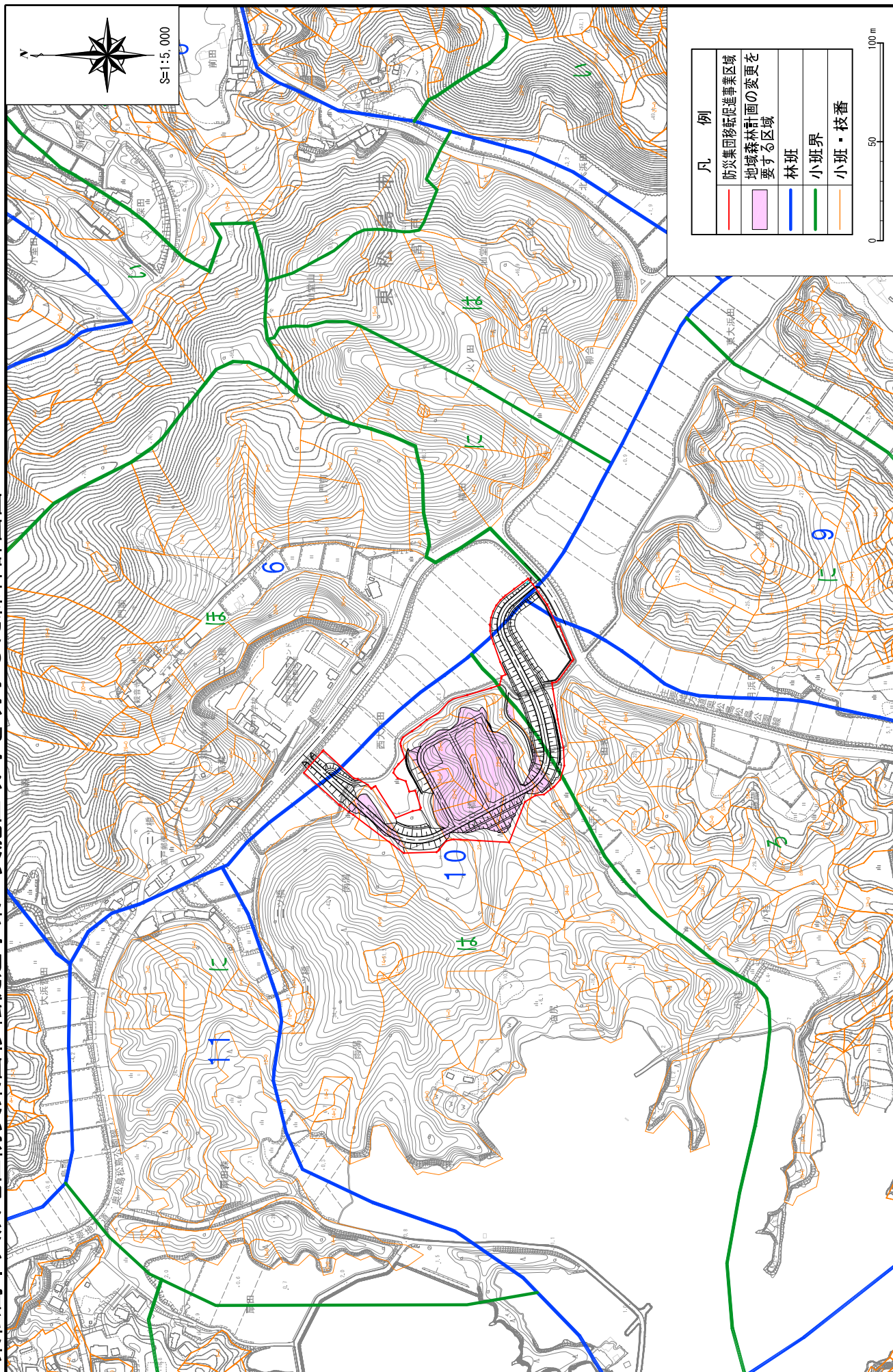
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

東松島市大浜地区防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	東松島市大浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		3.0748ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		1.24ha			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		0.4655	0.0000	0.4655	15.14%
	道路		0.3016	0.2060	0.5076	16.51%
	公園		0.0297	0.0000	0.0297	0.97%
	造成緑地		0.3542	0.7861	1.1403	37.08%
	残置森林		0.3960	0.1630	0.5590	18.18%
	調整池		0.0000	0.3727	0.3727	12.12%
	計		1.5470	1.5278	3.0748	100.00%
	比率		50.31%	49.69%	100.00%	
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・スギ	0.0717	50	・その他広葉樹	0.9514	29～64
	・ヒノキ	0.0378	73			
	・クロマツ	0.0901	103			
地形	標高 約 1m ～ 約 36m 平均傾斜度 1～25 度 地形の特徴 沖積低地であり、標高は50m以下、区域北側及び南側は小規模な谷である。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：軽石凝灰岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	東側及び下流域の農地を管理している鳴瀬土地改良区及び市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は調整池を設置して海に放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水枡等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
東松島市	宮戸	鹿島	3-1	東松島市室浜地区防 災集団移転促進事業	1.87	事業区域面積 2.78 うち対象森林面積 2.48
外3字66筆 別紙所在一覧参照						

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	東松島市室浜地区防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な市街地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成29年度					
面積 (ha)	事業区域面積 ※図上求積による		2.7815ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		1.87ha			
用地面積 (ha) ※図上求積による	用地の現況		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	転用後の用途					
	宅地		1.0457	0.0000	1.0457	37.60%
	道路		0.5399	0.0684	0.6083	21.87%
	公園		0.0287	0.0000	0.0287	1.03%
	造成緑地		0.6688	0.2288	0.8976	32.27%
	残置森林		0.1964	0.0048	0.2012	7.23%
	計		2.4795	0.3020	2.7815	100.00%
	比率		89.14%	10.86%	100.00%	
林況 ※図上求積による	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	・スギ	0.2910	33～82			
	・その他広葉樹	1.9269	38～62			
	・マダケ	0.0652	/			
地形	標高 約 5m ～ 約 37m 平均傾斜度 4～25 度 地形の特徴 標高は50m以下であり、南北方向に稜線が発達し、小規模な谷が一部ある。					
地質	地質時代：新第三紀中新世松島湾層群、基岩名等：シルト岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	市農林水産課とは調整、確認済みであり周辺農地での営農に支障が生じないように市街地形成を図る。雨水排水は海へ直接放流する予定であり周辺農地での営農に支障は生じない。 防災対策として、施工中は事業区域外への濁流等を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に素掘側溝を設置する。施工に先立ち土止柵工及び土のう工等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。施工後は宅盤造成後に素掘側溝、防災小堤等により宅盤内の集水効果を図り、法面の雨水等による洗屈を防止する。法面は保護工として種子吹付を行い、排水処理対策として小段側溝、堅溝、集水枡等を設置する。					

※「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

東松島市室浜地区防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図

